

## 新旧対象表

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>第Ⅲ章 給水装置工事の施工</p> <p>1 施工</p> <p>1.1 施工一般</p> <p style="padding-left: 20px;">1 工事の施工</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">2 関係官公署への手続き</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 道路を掘削、占用する場合は、道路管理者に対し、工事着手前に所定の手続きを迅速、かつ、確実にしその許可を得ること。</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 道路を使用する場合は、所轄警察署長に対し、工事着手前に所定の手続きを迅速、かつ、確実にしその許可を得ること。</p> <p style="text-align: center; padding-top: 20px;">第Ⅴ章 設計審査及び工事検査</p> <p>1 設計審査</p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">1 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 申請者<br/>申請者の住所、氏名が記入され、<u>押印</u>していること。</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) ～ (9) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(10) 利害関係人の承諾</p> | <p>第Ⅲ章 給水装置工事の施工</p> <p>1 施工</p> <p>1.1 施工一般</p> <p style="padding-left: 20px;">1 工事の施工</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">2 関係官公署 <u>及び私道所有者</u> への手続き</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) <u>他人の所有する私道の場合は、事前に土地所有者に対して工事内容等を説明し、その許可を得ること。</u></p> <p style="text-align: center; padding-top: 20px;">第Ⅴ章 設計審査及び工事検査</p> <p>1 設計審査</p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">1 (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 申請者<br/>申請者の住所、氏名が記入されていること。</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) ～ (9) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(10) 利害関係人の承諾<br/>給水装置工事（既存管含む）に関する土地所有者・家屋</p> |

給水装置工事（既存管含む）に関する土地所有者・家屋所有者の承諾を得て、住所、氏名が記入され、押印されていること。

(11) 委任状

委任事項を確認し、代理人となる指定事業者の指定番号、事業者名、代表者名、専任する給水装置工事主任技術者の交付番号、氏名、委任者の氏名が記入され、それぞれ押印されていること。

(12)・(13) (略)

3 工事検査

3.2 工事検査の受付

1 検査日時の決定

一給水装置ごとに受付窓口にて事前に検査日時等を打合せ、決定する。

2 (略)

3 (略)

(1) 申請者（指定事業者）の住所、氏名が記入され、押印していること。

(2)～(6) (略)

第VI章 手続

1 給水装置工事の手続き

(略)

1.1 指定事業者が施行する給水装置工事

1 (略)

2 給水装置工事の申込み

所有者の承諾を得て、住所、氏名が記入され、押印されていること。ただし、申請者本人の場合は押印不要。

(11) 委任状

委任事項を確認し、代理人となる指定事業者の指定番号、事業者名、代表者名、専任する給水装置工事主任技術者の交付番号、氏名が記入され、委任者の氏名の記入及び押印されていること。

(12)・(13) (略)

3 工事検査

3.2 工事検査の受付

1 検査日時の決定

一給水装置ごとに、事前に検査日時等を打合せ決定する。

2 (略)

3 (略)

(1) 申請者（指定事業者）の住所、氏名が記入されていること。

(2)～(6) (略)

第VI章 手続

1 給水装置工事の手続き

(略)

1.1 指定事業者が施行する給水装置工事

1 (略)

2 給水装置工事の申込み

(1)・(2) (略)

(3) 申込みに際しての提出図書は、次のとおりとする。

- ① 給水装置工事申込書（給水条例施行規程第1号様式（第5条）（その1））
- ② 給水装置工事設計（しゅん工）承認申請書（給水条例施行規程第1号様式（第5条）（その2））
- ③ 設計図（その他第1号様式（案内図、平面図、立面図）（その3））  
※案内図は、別途添付
- ④ 給水装置使用（開始・中止）届（給水条例施行規程第6号様式（第11条第1項））
- ⑤ その他管理者が必要と認めた書類（利害関係者の同意書等）

3 中層建物（3～5階建て建物）直結直圧式給水工事の申込み

(1)～(3) (略)

(4) 申込みに際しての提出図書は次のとおりとする。

- ① 中層建物直結直圧式給水事前協議申請書（事前協議に際して提出）
- ② 中層建物直結直圧式給水事前調査報告書（写）
- ③ 中層建物直結直圧式給水承認申請書（(1)のただし書き

(1)・(2) (略)

(3) 申込みに際しての提出図書は、次のとおりとする。

| 書類の種類   | 部数                       |
|---|--------------------------|
| 給水装置工事申込書（その1）  | 2部（1部は写）                 |
| 給水装置工事設計（しゅん工）承認申請書（その2）  | 2部（1部は写）                 |
| 設計図（平面図、立面図）  | 2部（1部は写）                 |
| 案内図   | 3部（2部は写）                 |
| 給水装置使用（開始・中止）届  | 水道メータ設置数                 |
| 代理人（管理人）選定（変更）届<br>※集合住宅等の場合                                      | 1部                       |
| 利害関係者からの同意書等<br>・他人の家屋又は土地内（私道含む）に給水装置を設置する場合<br>・他人の給水装置から分岐する場合 | 該当する場合は、<br>1部<br><br>1部 |

3 中層建物（3～5階建て建物）直結直圧式給水工事の申込み

(1)～(3) (略)

(4) 申込みに際しての提出図書は次のとおりとする。

| 書類の種類                                    | 部数 |
|--|----|
| 中層建物直結直圧式給水事前調査報告書（写）<br>※事前協議を行っている場合のみ | 1部 |

の場合のみ)

- ④ その他「2 給水装置工事の申込み」に準ずる。

#### 4 直結増圧式給水工事の申込み

(1) ~ (3) (略)

(4) 申込みに際しての提出図書は、次のとおりとする。

- ① 直結増圧式給水事前協議申請書（事前協議に際して提出）
- ② 直結増圧式給水事前調査報告書（写）
- ③ 直結給水用増圧装置設置条件承諾書（第3号様式）
- ④ 水理計算書
- ⑤ その他「2 給水装置工事の申込み」に準ずる。

#### 5 貯水槽水道工事の申込み

貯水槽水道工事の申込みに際しての提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 貯水槽等設置届（給水条例施行規程第2号様式（第6条））
- (2) 水理計算書
- (3) 貯水槽以下設備系統図
- (4) 貯水槽までの給水装置については「2 給水装置工事の申込み」に準ずる。

中層建物直結直圧式給水承認申請書  
※事前協議を行わず、(1)のただし書きの場合のみ

1部 及び  
添付図書1式

その他「2 給水装置工事の申込み」に準ずる

1式

#### 4 直結増圧式給水工事の申込み

(1) ~ (3) (略)

(4) 申込みに際しての提出図書は、次のとおりとする。

| 書類の種類                 | 部数 |
|-----------------------|----|
| 直結増圧式給水事前調査報告書（写）     | 1部 |
| 直結給水用増圧装置設置条件承諾書      | 1部 |
| その他「2 給水装置工事の申込み」に準ずる | 1式 |

#### 5 貯水槽水道工事の申込み

貯水槽水道工事の申込みに際しての提出書類は、次のとおりとする。

| 書類の種類                        | 部数              |
|------------------------------|-----------------|
| 貯水槽等設置届                      | 1部 及び<br>添付図書1式 |
| その他「2 給水装置工事の申込み」に準ずる（貯水槽まで） | 1式              |

## 1.2 受付及び承認

### 1 一般事項

- (1) (略)
- (2) 承認申請書等は、当日審査を原則とする。
- (3)・(4) (略)
- (5) 承認申請書等の受付から承認までの日数は、通常1週間程度とする。
- (6) 承認後は、承認申請書等は、管理者が保管し、納付金等の納付が確認できるまで、持ち出しは禁止する。

### 2 (略)

### 3 審査事項

管理者は、申込み書類が提出されたとき「第V章1設計審査及び2給水装置の構造及び材質の確認」に従い審査し受理する。

## 1.3 現場調査

申込み書類を受け付けた後、管理者は、必要に応じて現場調査を行い、給水装置工事設計図書との照合を行う。

## 1.5 工事のしゅん工

### 1 (略)

### 2 自主検査合格後、速やかに工事検査を申し込む。

- (1) 工事検査申込みの提出書類は、次のとおりとする。なお、提出は、工事検査日の前日午前までとする。

## 1.2 受付及び承認

### 1 一般事項

- (1) (略)
- (2) 申込書類等は、当日審査を原則とする。
- (3)・(4) (略)
- (5) 申込書類等の受付から承認までの日数は、通常1週間程度とする。
- (6) 承認後は、申込書類等を管理者が保管し、手数料等の納付が受付窓口にて確認できた時点で、申込書類(写)を返却するものとする。

### 2 (略)

### 3 審査事項

管理者は、申込書類等が提出されたとき「第V章1設計審査及び2給水装置の構造及び材質の確認」に従い審査し受理する。

## 1.3 現場調査

申込書類等を受け付けた後、管理者は、必要に応じて現場調査を行い、給水装置工事設計図書との照合を行う。

## 1.5 工事のしゅん工

### 1 (略)

### 2 自主検査合格後、速やかに工事検査を申し込む。

- (1) 工事検査申込みの提出書類は、次のとおりとし、提出は、工事検査日の前日午前までとする。

- ① 給水装置工事しゅん工検査申請書（給水条例施行規程第 3 号様式（第 7 条第 1 項））
- ② 給水装置工事検査確認表（その他第 2 号様式）
- ③ 完成図（その他第 1 号様式（案内図、平面図、立面図）（その 3））
- ④ 給水装置工事申込時提出書類一式（しゅん工検査用に修正されていること）
- ⑤ 工事検査済証（給水条例施行規程第 4 号様式）（シール）・量水器作業票（シール）
- ⑥ その他、管理者の指示により、求められた書類

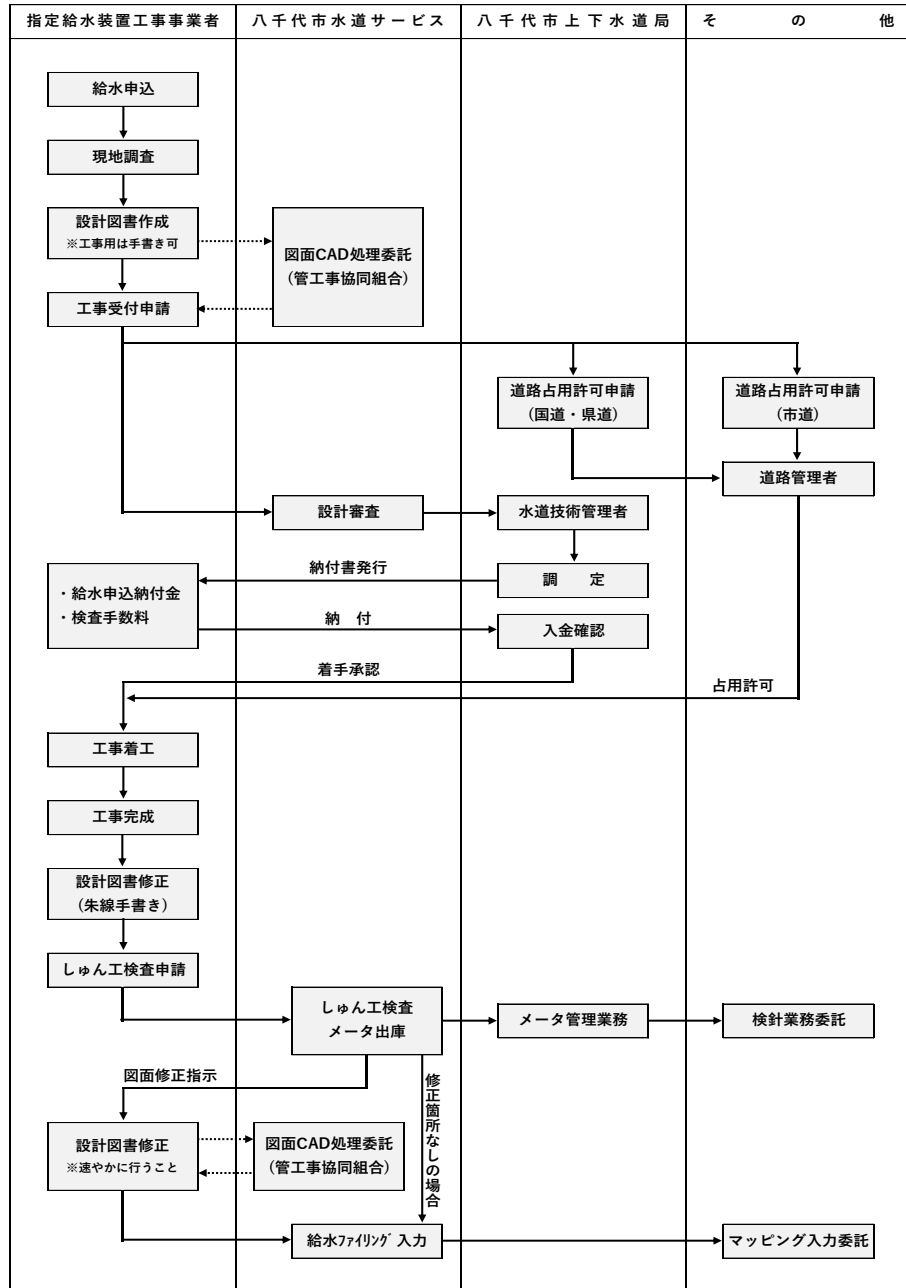
(2) ~ (3) (略)

なお、工事用メータの貸出しに係る工事検査申込みの書類は、前日限定の午後 4 時までとする。

| 書類の種類   | 部数                   |
|---|----------------------|
| 給水装置工事しゅん工検査申請書                                 | 1 部                  |
| 給水装置工事設計（しゅん工）承認申請書（その 2）<br>※しゅん工検査用に修正されていること | 1 部                  |
| しゅん工図（平面図、立面図）                                  | 2 部（1 部は写）           |
| 給水装置工事検査確認表                                     | 1 部                  |
| 工事検査済証・量水器作業票                                   | 水道メータ設置数<br>受付窓口にて配布 |
| その他（管理者の指示により、追加で求められた書類）                       |                      |

(2) ~ (3) (略)

給水装置工事業務フロー図



給水装置工事業務フロー図

図VI-1-1

